上ノ国町ＡＩデマンドバス実証実験業務公募型プロポーザル実施要領

上ノ国町ＡＩデマンドバス実証実験業務公募型プロポーザル実施要領は、上ノ国町がＡＩデマンドバス実証実験業務に関する業務を委託する事業者の募集や選定に関して、必要な事項を定める。

１．目的

上ノ国町の公共交通は、公共交通における行政の財政負担の増加や交通事業者の乗務員不足等による路線バスの減便・廃止等、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増し、町民生活の確保・維持のために町民の通勤・通学・買物・通院等に考慮した利便性が高い持続可能な公共交通網の構築が喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえて、「上ノ国町地域公共交通計画」において、今後の本町における地域公共交通の基本理念として「みんなで創る　持続可能な身近な公共交通網の構築」とし、ＡＩデマンドシステムの導入など、町民の生活の足を確保する公共交通体系を構築していくため、ＡＩデマンドバスの実証実験を行うものとする。

２．業務の概要

（１）業 務 名　上ノ国町ＡＩデマンドバス実証実験業務

（２）業務内容　別紙「上ノ国町ＡＩデマンドバス実証実験業務仕様書」のとおり

（３）契約方法

公募型プロポーザル方式により最適の提案をした者を優先交渉権者とし、本町と契約内容の協議をおこなうものとする。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

（４）提案限度額及び履行期間

３４，５３６千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、業務内容の規模を示すためのものであり、見積書に記載する金額は、上記提案限度額を超えてはならない。提案限度額内訳及び履行期間は次のとおり。

ア　システムの初期構築及びセットアップ（契約した日から令和７年９月３０日まで）

１３，３３２千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ　システムの利用（令和７年１０月１日から令和８年３月３１日まで）

４，１５８千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ　車輌調達（契約した日から令和７年９月３０日まで）

１７，０４６千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）業務担当部署及び問い合わせ先

担当課　上ノ国町総務課政策推進室

住　所　〒049-0698　北海道檜山郡上ノ国町字大留１００番地

担　当　谷口、菊地

連絡先　TEL 0139-55-2311（内線 207・210）

FAX 0139-55-2025

E-mail seisaku@town.kaminokuni.lg.jp

３．参加資格

本事業に参加できるものは、以下の要件をすべて満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、本町において、指名競争入札に関する指名を停止されてないこと。また、指名の停止を受けたが、すでにその停止期間を経過していること。

（３）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）上ノ国町暴力団排除条例(平成 24 年 12 月 13 日条例第 13 号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

（５）国内でＡＩオンデマンド交通システムの運行(実証実験を含む)の実績がある者。

４．スケジュール

（１）内容及び期日

ア　実施要領等の公表（町ウェブサイト上）　令和７年５月７日（水）

イ　質問の受付締切　令和７年５月１３日（火）１７時まで

ウ　質問回答日　随時

エ　参加表明書の提出期限　令和７年５月１３日（火）１７時まで

オ　企画提案書の提出期限　令和７年５月２１日（水）１７時まで

カ　プレゼンテーション審査　令和７年５月２７日）(予定)

キ　結果通知　令和７年５月２９日（木）

（２）運用開始日　令和７年１０月１日（水）から

※各期日については、事務上の都合により変更することがあります。

（３）参加表明

本公募型プロポーザルに参加する意思がある場合は、令和７年５月１３日（火）１７時（消印有効）までに、参加表明書（様式１）、会社概要調書（様式２）及び財務状況のわかる直近の書類（任意様式）及び租税公課を滞納していないことがわかる公的証明書類（租税公課の納税証明書等、提出前１か月以内に発行されたもの、写し可）を提出するものとする。なお、参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式５）を提出すること。

（４）質問の受付及び回答

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

ア　企画提案質問書（様式６）の提出

（ア）提出期限　令和７年５月１３日（金）１７時

（イ）提出方法　電子メールによる。

※電話での質問は不可。質問がない場合の提出は不要とする。

（ウ）提 出 先　上ノ国町総務課政策推進室（前記２（５）参照）

イ　企画提案質問書（様式６）の回答

（ア）回 答 日　随時

（イ）回答方法　質問者に電子メールで回答するとともに当該内容を上ノ国町ホームページに掲載する。

（ウ）留 意 点　質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

（５）企画提案書の提出

ア　期　限　令和７年５月２１日（水）１７時　必着

イ　提出物　下記のとおり。なお、１事業者当たり、提案は１件とする。

（ア）審査書類及び企画提案書等提出書（様式３）

（イ）会社概要（パンフレット等）

（ウ）業務実績（任意様式）

直近５か年の類似業務の実績を最大５件まで記載すること。また、実績内容が分かる書類を添付すること。

（エ）企画提案書（様式４、Ａ４縦左綴じ。表紙以外は任意様式）

ａ　企画提案書は、本書及び仕様書の内容を踏まえて作成すること。

ｂ　できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には、注釈をつけること）分かりやすく具体的に作成すること。

ｃ　本町にとって有益になると思われるものは、積極的に提案すること（ただし、提案限度額内で見積計上しているものに限る）。

ｄ　以下の項目に沿って作成し、各項目について見出しに用いるなど何を記載しているページかわかりやすいように工夫すること。

(a) 会社概要・業務実績の概要については、提出物（イ）及び（ウ）について、概要を簡潔に記載すること。

（ｂ）システムの性能・機能については、率的かつ最適なルーティングに資する予約・配車・運行管理システムの優位性等について記載すること。また、利用者・運行事業者・管理者（上ノ国町）のそれぞれの視点でのシステムの利便性、他社より優位な点について記載すること。

（ｃ）システムの操作性については、アプリや車載器、管理ＷＥＢにおける操作性・画面の見やすさ等を記載すること。

（ｄ）システム利用時のサポート体制については、システム利用時のサポート体制・内容、トラブル発生時の対応体制・方法について記載すること。

（ｅ）業務実施体制・業務スケジュールについては、本業務に携わる者について、分担する業務内容等を記載すること。また、令和７年度中におけるシステムの設計及び構築に係る業務スケジュールについて月別に記載すること。

（ｆ）その他

（ａ）から（ｅ）に定めのない項目について記載すること。

（オ）見積書（任意様式、押印したもの）

ａ　本実施要領及び仕様書に記載している内容に基づき、見積書を作成すること。

b　「システムの初期構築及びセットアップ費」「システムの利用料」に分けて作成し、それぞれに詳細な内訳を記載すること。

（カ）その他、企画提案の説明に必要な資料

ウ．企画提案書の形式

（ア）用紙サイズはＡ４判とする。※図表等の場合はＡ３可、折込必要

（イ）提出部数は、８部（正１部，副７部）とする。また、ＰＤＦ化したファイルをＣＤ－ＲＯＭあるいはＤＶＤ－ＲＯＭに保存した電子媒体も提出すること。

エ．提出先　問い合わせ先へ持参もしくは郵送（配達記録が残る郵便に限る。）にて提出すること。郵送の場合には、提出期限までに必着とする。

オ．その他

（ア）提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。ただし、情報公開請求があった場合には上ノ国町情報公開条例に基づき対応する。

（イ）提出された書類は返却しない。また、提出期限後の提出書類の変更及び差替えは認めない。

（６）プレゼンテーション審査

審査は、上ノ国町ＡＩデマンド実証実験業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員により行う。選定委員会委員を審査員（計７名）とし、各提案事業者からの提案についてのプレゼンテーションを受け、その内容等について審査を行う。（なお、プレゼンテーションの会場に審査員以外の実務担当者等が入る場合があり、実務担当者等は審査権を持たないが、提案内容についての質問等を行う場合があるので対応すること）

ア　選考方法

（ア）審査は次に示す評価配点により、総合的に、公平かつ客観的な審査を行うものとする。

イ　審査日程　令和７年５月２７日（火）　※予定

ウ　場　　所　上ノ国町役場研修室

エ　実施時間　時間は３０分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

（ア）準備　５分

（イ）プレゼンテーション　２０分

（ウ）質疑応答　１０分

オ．選考方法

（ア）審査項目は、次に示す評価配点により、総合的に、公平かつ客観的に審査を行うものとし、総合得点が最多得点の者を受託候補者として選定する。

評価項目	主な評価基準	配点
①会社概要・業務実績について	・直近５か年における本業務と類似する業務の受託実績があるか。	５点

②システムの性能・機能・操作性について	・本業務仕様書に示す機能を有しているか。	１５点
③システム利用時のサポート体制について	・システム利用時のサポート体制、内容は十分なものか。 ・システム障害が発生した際も迅速に対応できる体制がとられているか。	１０点
④業務実施体制・業務スケジュールについて	・必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか。 ・作業内容が明確であり、スケジュールが妥当な提案であるか（運行開始時期：令和７年１０月１日）。	１０点
⑤見積価格・見積内訳	・見積価格は提案限度額内に収まり、その内訳は適切であるか。 ・令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までのシステム利用料は適切であるか。	１０点
⑥事業に対する考え方について	・町が抱える問題を十分に理解し、町民の利便性の向上や地域の活性化などに有効な提案であるか。	１０点
⑦ユーザー種別ごとのシステムの利便性について	・利用者・運行事業者・管理者（上ノ国町）のそれぞれの視点でのシステムの利便性、他社より優位な点について示されているか。	１０点
⑧プロジェクトマネジメントについて	・町職員の負担を軽減する工夫や手段が示されているか。	１５点
⑨その他	・本町要求仕様以外で有益な独自提案がされているか（ただし、見積計上しているものに限る）。	１５点

（イ）合計得点が最多得点の者が２者以上の場合は、上記（６）のアの（ア）の②、④の合計得点が最多得点の者を受託候補者として選定する。

※なお、参加事業者が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、選定委員会で決定するものとする。

カ　留意事項

（ア）プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に実施する。

（イ）プレゼンテーションは３名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。

（ウ）提案書等を投影するディスプレイ等は、本町が準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びディスプレイ等と接続するＨＤＭＩケーブルのＯＡ機器等は、提案者で準備、設置すること。

（エ）原則として、提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後にお

いて取消又は変更することができない。

（オ）受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

（８）結果通知

ア　日　程　令和７年５月２９日（木）※予定

イ　方　法　電子メールで通知する。また、選定結果通知の翌日以降に町ウェブサイトに公表する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

５．契 約

（１）契約手続

本町と受託者は、上ノ国町財務規則に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。本業務仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本町と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

（２）契約保証金

受託者は、契約保証金としてシステムの初期構築及びセットアップの業務に要する全体費用の見積価格の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

６．その他

（１）書類の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は事業者の負担とする。

（２）提出された書類は、一切返却しない。